

名古屋市議会基本条例案 研究課題シート①

(1) 議会の役割及び活動原則を明記

- ・ 議員は市民の代表として選挙により選ばれた。
- ・ 議案の審査、政策形成のための調査研究を行う。
- ・ 市民の代表として誠実かつ公正な職務の遂行。
- ・ 長期的な展望を持ち、的確に判断する。

名古屋市の現状	他議会の状況	
■地方自治法、会議規則の規定に基づく職務遂行	■川崎市議会基本条例 (議会の役割及び活動原則) 第 3 条 議会は、議事機関として、次に掲げる役割を担うものとする。 (1) 議案等の審議及び審査により、市の意思決定を行うこと。 (2) 市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会(以下「市長等」という。)の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。 (3) 市政等の調査研究を通じて、政策立案及び政策提言を行うこと。 (4) 意見書、決議等により、国への意見表明等を行うこと。 2 議会は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。 (1) 議会活動の公正性及び透明性を確保すること。 (2) 市政の課題並びに議案等の審議及び審査の内容について、市民への説明責任を果たすこと。 (3) 議会の役割を不断に追求し、自らの改革に継続的に取り組むこと。 (議員の役割及び活動原則) 第 4 条 議員は、市民の代表として選挙により選ばれた公職	

	にある者として、及び議事機関の構成員として、次に掲げる役割を担うものとする。 (1)議会の会議、委員会(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「会議等」という。)において議案等の審議、審査等を行うこと。 (2)市の政策形成に必要な調査研究を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うこと。 (3)各区の実情等の把握に努め、多様な市民の意見を市政に反映させること。 2 議員は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。 (1)市民の代表として、誠実かつ公正な職務の遂行に努め、自らの議会活動について市民への説明責任を果たすこと。 (2)市政全体を見据えた広い視点及び長期的展望を持つて、的確な判断を行うこと。 (3)自らの資質の向上を図るため、不断の研さんに努めること。 ■三重県議会基本条例 (議員の責務及び活動原則) 第4条 議員は、地域の課題のみならず、県政の課題とこれに対する県民の意向を的確に把握し、合議制の機関である議会を構成する一員として、議会活動を通じて、県民の負託にこたえるものとする。 2 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質向上に努めるものとする。 3 議員は、議会活動について、県民に対して説明する責務を有する。 4 議員は、議場で質疑及び質問を行うに当たっては、対面	
--	--	--

演壇において、県政の課題に関する論点を県民に明らかにするため、一問一答方式等の方法により行うものとする。

■三重県議会の取り組み

【議場を対面演壇方式に変更】知事をはじめとする執行機関との間に緊張感ある関係を築き、本会議を通じて政策決定に係る議論を行うため、平成15年第一回定例会から議場の形を対面演壇方式に改めた。この議場改修にあわせ、大型映像装置等を設置した。

【政策提案から政策立案への転換】以前の本会議・委員会における議員の政策提案に対し、具体的な対応がとられないことがあったため、議員提出による政策立案に取り組むようになった。

【質疑質問方式の多様化】従来の一括質問方式に加え、一問一答方式を含む分割質問方式も選択できることとした。

名古屋市議会基本条例案 研究課題シート②

(2) 会派の位置づけを明確化

- ・ 議会活動を円滑に実施するために会派を結成
- ・ 会派は、議員の活動を支援する。

名古屋市の現状	他議会の状況	
■議会運営委員会運営要綱による交渉会派としての位置づけ、政務調査費の交付対象としての位置づけ	■川崎市議会基本条例(会派) 第5条 議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができる。 2 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調整に努める。 ■三重県議会基本条例(会派) 第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。 2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。	

(3) 市長との関係を明確化

- ・二元代表の下、適切な緊張関係を保つ。

名古屋市の現状	他議会の状況	
■ 議会は二元代表制の下、市長等との緊張関係を保ちながら、議決機関としての役割を果たしている。	■ 川崎市議会基本条例 (市長等との関係の基本原則) 第6条 議会は、二元代表制の下、議事機関としての立場及び機能を生かし、市長等との緊張関係を保ちながら、議事機関としての役割を果たしていくものとする。 (議会への説明等) 第7条 予算編成方針を定め、若しくは予算を調製したとき、又は基本計画(市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向性を定める計画をいう。以下同じ。)等の重要な政策若しくは施策について、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、若しくは変更したときは、市長等は、議会にそれらの内容を説明するよう努めるものとする。 2 市長は、予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たっては、施策別又は事業別の説明資料を作成するよう努めるものとする。 3 市長等は、予算の調製又は基本計画等の重要な政策若しくは施策の作成若しくは変更に当たっては、関連する条例の制定目的又は関連する決議に含まれる議会の政策提言の趣旨を尊重するものとする。 (議決事件) 第8条 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。 (1) 地方自治法第2条第4項に規定する基本構想に基づく基本計画の策定又は変更 (2) 市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向性を定	

	める長期にわたる計画又は指針（行政内部の管理に係る計画又は指針を除く。）のうち特に重要なものの策定又は変更 (3) 姉妹都市若しくは友好都市の提携又はこれらに類するもの ■ 三重県議会基本条例 (知事等との関係の基本原則) 第8条 議会は、二元代表制の下、知事等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案及び政策提言を通じて、県政の発展に取り組みなければならない。 2 議会は、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。 (監視及び評価) 第9条 議会は、知事等の事務の執行について、事前又は事後に監視する責務を有する。 2 議会は、議場における審議、決算の認定、監査の請求、調査の実施等を通じて、県民に知事等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。 (政策立案及び政策提言) 第10条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、知事等に対し、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。 ■ 三重県議会における取り組み ○ 各種計画づくりの審議会等において議員が委員として就任すること原則として辞退 ○ 充て職による県出資法人等の役員就任の見直し ○ 委員会県内調査への執行機関の随行の取り止め	
--	--	--

(4) 予算等の議会への説明のルール化

・予算や決算を議会に提出する際には、市長は施策別又は事業別に資料で説明する

名古屋市の現状	他議会の状況	
■ 予算議案、決算認定案に資料添付 ■ 予算議案説明会の開催	■ 川崎市議会基本条例 (議会への説明等) 第7条 予算編成方針を定め、若しくは予算を調製したとき、又は基本計画（市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向性を定める計画をいう。以下同じ。）等の重要な政策若しくは施策について、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、若しくは変更したときは、市長等は、議会にそれらの内容を説明するよう努めるものとする。 2 市長は、予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たっては、施策別又は事業別の説明資料を作成するよう努めるものとする。 3 市長等は、予算の調製又は基本計画等の重要な政策若しくは施策の作成若しくは変更に当たっては、関連する条例の制定目的又は関連する決議に含まれる議会の政策提言の趣旨を尊重するものとする。 ■ 三重県議会基本条例 規定なし	

名古屋市議会基本条例案 研究課題シート⑤

(5) 会期等の見直し

- ・ 審議に必要な適切な会期を設定する。
- ・ 臨時会の招集要請の活用

名古屋市会の現状	他議会の状況	
■定例会の招集回数(平成 20 年) 期日数は臨時会を含め 110 日程度(平成 20 年) ■閉会中での活発な委員会活動 ○閉会中の委員会開催日数は述べ 130 日程度(平成 20 年)	■三重県議会の取り組み ○定例会の招集回数及び会期の変更……定例会の招集回数を年 4 回から年 2 回に改め、年間総会期日数を 240 日程度に増やした。《会期等の見直しによる成果》 ▽会期日数を増やしたことにより、地方自治法第 179 条の規定に基づき知事の専決処分は、平成 19 年中は 3 件であったものが、平成 20 年中は皆無となった。 ▽常任委員会については、定例会中の開催回数を前年同時期の 2 倍に増やしたことにより、委員会での審査・調査に時間的な余裕ができたため、委員間での討議を行うとともに、請願者や学識経験者を参考人として積極的に招致し、県民の意見を審査に反映させることができた。 ▽公聴会を開催して公述人 2 人から意見を聴き、審査に反映させることができた。 《今後の課題》 ▽定例会年 2 回制の中で、議員間討議や県民参画の機会拡大などの取組を実践し、改善を積み重ねることにより、具体的な成果を挙げていく必要がある。 ▽会期等の見直しの取組について、様々な手段により県民への広報を積極的に行い、県民の理解と議会に対する信頼を得ていくとともに、さらに県民の参加機会の拡大にも努めていく必要がある。 ▽年間議事予定以外に随時に開催する諸会議等の日程確保が難しいため、日程の設定及び調整方法について検討していく必要がある。 ▽議会の諸活動の増加に伴い、支援に当たる議会事務局の負担が大きくなっており、事務局態勢を充実する必要がある。	

(6) 会議の運営原則を明確化

- ・ 議員相互間も討議する。
- ・ 議会活動の公正性、透明性を図る。

名古屋市の現状	他議会の状況	
■地方自治法、委員会条例、会議規則の規定に基づく職務遂行	■川崎市議会基本条例 (会議等の運営) 第9条 議会は、会議等の設置目的を達成するため、議会活動の公正性及び透明性を確保し、議員相互間の活発な討議が行われるよう努めるとともに、円滑かつ効率的な運営を推進するものとする。 ■三重県議会基本条例 (議会運営の原則) 第6条 議会は、本県の基本的な政策決定、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、円滑かつ効率的な運営に努め、合議制の機関である議会の役割を果たさなければならない。 2 議会は、議長、副議長、議会運営委員会の委員長等を選出するときは、その経過を明らかにしなければならない。 3 議会運営委員会は、議会運営について協議し、調整するものとする。 4 常任委員会又は特別委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。	

(7)委員会活動を明確化

・ 議案審査に限らず、所管事務調査で政策に提言する。

名古屋市の現状	他議会の状況	
■ 委員会条例の規定に基づく職務遂行 ■ 委員会記録の作成・閲覧 ■ 所管事務調査の実施	■ 川崎市議会基本条例 (委員会の活動) 第10条 委員会は、議案等の審査及びその所管に属するため の事務の調査の充実を図り、その機能を十分に発揮しなけ ればならない。 2 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、 調査を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うものと する。 (会議における質疑応答等) 第11条 4 委員会は、議案等の審査及びその所管に属する事務の調 査に当たり、市長等に資料の提出を請求することができる。 この場合において、市長等は誠実に対応するものとする。 ■ 三重県議会基本条例 (議会運営の原則) 第6条 3 議会運営委員会は、議会運営について協議し、調整する ものとする。 4 常任委員会又は特別委員会は、それぞれの設置目的に応 じた機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。 (委員会等の公開) 第20条 議会は、開かれた議会運営に資するため、委員会等 を原則として公開する。	

	■三重県議会の取り組み ○ 委員会の公開、テレビ・インターネット中継 ○ 委員会会議録や県内外調査の概要を議会ホームページに掲載公表 ○ 委員会資料の議会ホームページ掲載に向けた検討 ○ 常任委員会等の審査・調査の方法 会期中の常任委員会の冒頭において、議案、請願の審査方法等を委員間で協議する機会を設け、特に県民の利害にかかわる重要な議案や請願の審査に当たっては、委員会での参考人の招致や公聴会の開催など、内容に応じた的確な審査・調査が行えるよう、柔軟な運営を行う。 ○ 予算決算常任委員会の設置、改革 平成 10 年度に、都道府県議会では初めて、予算と決算を総合的に審査調査する予算決算特別委員会を設置した。同委員会では、当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査を行い、意見、提言を行うとともに、決算審査だけでなく、前年度の政策評価にも関与し、翌年度の県政運営方針につなげる活動を行ってきた。 また、平成 16 年度には、予算と決算の一体的な審査・調査による議会機能の強化を図るため、抜本的な改革を行った。平成 18 年 6 月の地方自治法改正により、常任委員会の複数所属が可能となったことに伴い、委員会条例を改正し、平成 19 年 4 月 30 日から予算決算常任委員会を設置し、従来の行政部門別常任委員会との複数所属とした。	
--	---	--

名古屋市議会基本条例案 研究課題シート⑧

(8) 反問権を含む質疑応答の基本原則を明確化 ・必要に応じ市長が質問したり、一問一答方式を選択する。

名古屋市会の現状	他議会の状況	
■会議規則を改正し、一問一答方式の質疑応答を可能にした。	■川崎市議会基本条例 (会議における質疑応答等) 第11条 議員は、市長等の提出した議案等及び市政の課題について会議等において質疑し、又は質問することができる。この場合において、市長等は、誠実に答弁するものとする。 2 市長等は、議長又は委員長長の許可を得て、会議等における議員の質疑又は質問の趣旨を確認するため発言をすることができる。 3 会議等における議員と市長等の質疑応答は、論点及び争点を明らかにして行い、議員は、一問一答方式等の効果的な方法を選択することができる。 4 委員会は、議案等の審査及びその所管に属する事務の調査に当たり、市長等に資料の提出を請求することができる。この場合において、市長等は誠実に対応するものとする。 ■三重県議会基本条例 (議員の責務及び活動原則) 第4条 4 議員は、議場で質疑及び質問を行うに当たっては、対面演壇において、県政の課題に関する論点を県民に明らかにするため、一問一答方式等の方法により行うものとする。	

名古屋市議会基本条例案 研究課題シート⑨

(9) 市民参加の促進、市民の多様な意見の反映

- ・ 市民の多様な意見の把握
- ・ 市民が参加する機会の確保

名古屋市の現状	他議会の状況	
■聴聞会の開催 ■懇談会の開催 ■請願・陳情制度 ○口頭陳情の実施 ■市民3分間スピーチ制度の検討	■川崎市議会基本条例 (市民との関係) 第12条 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映すること及び市民の議会活動に参加する機会の確保に努めるものとする。 2 議会は、市民の意見及び知見を審査等に反映させるため、公聴会及び参考人の制度等の活用 に努めるものとする。 ■三重県議会基本条例 (県民の議会への参画の確保) 第18条 議会は、県民の意向を議会活動に反映することができるよう、県民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。 2 議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、参考人、公聴会等の積極的な活用及び県民との意見交換等県民参画に係る制度の充実に努めるものとする。 ■三重県議会の取り組み ○住民の議会への直接参加……県民から直接議会に政策提言ができるシステム「政策提案制度」の実施、「みえ県議会だより」による県民意見募集、女性議会等県民との意見交換等の実施、「議長 の県民ふれあいトーク」の開催、「三重県議会県民ミーティング」の開催等 ○傍聴規則の見直し……傍聴席での写真、ビデオ撮影、録音等を解禁等	

(10) 広報の充実

- ・情報発信に多様な手段を活用する。
- ・マスコミの活用

名古屋市の現状	他議会の状況	
■名古屋市のホームページの運営 ○本会議インターネット中継 ○会議録のインターネット公開 ■広報なごや市会だよりの発行 ○年5回発行	■川崎市議会基本条例(広報の充実) 第13条 議会は、多様な広報手段を活用することにより、議会活動に関する情報の積極的な公開及び発信に努めるとともに、議会の広報の内容及び在り方について不断に検証するものとする。 ■三重県議会基本条例(広聴広報機能の充実) 第19条 議会は、議会に対する県民の意向の把握及び多様な媒体を用いた県民への情報提供に努めるものとする。 2 議会は、広聴広報機能の充実を図るため、議員で構成する広聴広報会議を設置する。 ■三重県議会の取り組み ○三重県議会ホームページの充実 ○本会議のテレビ中継 ○委員会のテレビ・インターネット中継 ○分かりやすい「議会運営用語解説」の作成、配付 ○「わたしたちの県議会」DVDの制作、放映等 ○「みえ県議会出前講座」の実施 ○「編集アトバイザー制度」の導入に向けた検討 ○議長定例記者会見の実施	

名古屋市議会基本条例案 研究課題シート⑪

(11) 会議、情報の公開原則の明確化

- ・ 傍聴しやすい環境整備
- ・ 会議資料の公開

名古屋市の現状	他議会の状況	
■ 委員会において傍聴可能 (定員 7 名)。21 年 11 月定例会より最後まで傍聴した傍聴人は委員会資料を持ち帰ることが可能 ■ 委員会記録を市会図書室、市政情報センターで閲覧可能	■ 川崎市議会基本条例 (市民との関係) 第 12 条 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映すること及び市民の議会活動に参加する機会の確保に努めるものとする。 2 議会は、市民の意見及び知見を審査等に反映させるため、公聴会及び参考人の制度等の活用にも努めるものとする。 (会議等の公開) 第 14 条 議会は、会議等を原則として公開し、会議等で使用した資料を積極的に公開するとともに、市民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。	
	■ 三重県議会基本条例 (県民の議会への参画の確保) 第 18 条 議会は、県民の意向を議会活動に反映することができるよう、県民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。 2 議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、参考人、公聴会等の積極的な活用及び県民との意見交換等県民参画に係る制度の充実に努めるものとする。 (委員会等の公開) 第 20 条 議会は、開かれた議会運営に資するため、委員会等を原則として公開する。 (議会活動に関する資料の公開) 第 21 条 議会は、三重県情報公開条例 (平成十一年三重県条例第	

	四十二号)との整合を図りつつ、議会活動に関する資料を原則として公開し、会議録については、議会図書室において県民が閲覧できるようにしなければならない。 ■ 三重県議会の取り組み ○ 抽選にもれた傍聴希望者は、別室に設置したモニターテレビで委員会を傍聴 ○ 委員会会議録を議会ホームページに掲載	
--	---	--

(12) 政策立案機能及び調査機能の強化

- ・ 監視、評価機能の強化
- ・ 専門的知見者の活用

名古屋市会の現状	他議会の状況	
■地方自治法に基づく職務遂行	■川崎市議会基本条例 (議会の機能の強化) 第15条 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。 2 議会は、地方自治法第100条の2に規定する学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を積極的に活用するものとする。 (調査機関の設置) 第16条 議会は、議会活動に関し、専門的事項に関する調査が必要であると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。 (議会局) 第17条 議会は、議会の政策立案能力を向上させることにより、議会機能の充実を図るため、議会活動を補佐する議会局の機能強化に努めるものとする。 ■三重県議会基本条例 (監視及び評価) 第9条 議会は、知事等の事務の執行について、事前又は事後に監視する責務を有する。 2 議会は、議場における審議、決算の認定、監査の請求、調査の実施等を通じて、県民に知事等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。	

	(政策立案及び政策提言) 第10条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、知事等に対し、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。 (議会の機能の強化) 第11条 議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。 (付属機関の設置) 第12条 議会は、議会活動を通じ、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。 (調査機関の設置) 第13条 議会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。 2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に、議員を構成員として加えることができる。 3 第1項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。 (検討会等の設置) 第14条 議会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、目的を明らかにした上で、議決により、議員で構成する検討会等を設置することができる。 2 前項の検討会等に関し必要な事項は、議長が別に定める。 (議員間討議) 第15条 議員は、議会の権能を発揮するため、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びに前2条の規定により設置される調査機関及び検討会等において、積極的に議員相互間の討議に努めるものとする。 2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行うものとする。 (研修及び調査研究) 第16条 議員は、政策立案及び政策提言能力向上のため、研修及び調査研究に積極的に努めるものとする。	
--	--	--

	(議会事務局) 第25条 議会には、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図るものとする。 2 議会は、専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて議会事務局職員として採用する等議会事務局体制の充実を図ることができる。 ■三重県議会の取り組み ○ 執行機関からの要請による審議会等の充て職の役員就任の見直し ○ 執行部との協働によるプロジェクトチームの設置 ・ 東紀州地域経営創造会議 ○ 議長の私的諮問機関の設置 ・ 三重県議会公営企業事業民営化検討委員会 ○ 学識経験者等による附属機関、調査機関の設置 ・ 議会改革諮問会議、財政問題調査会 ○ 議員間討議を行う検討会の設置 ・ 道州制・地方財政制度調査検討会 ・ 政策検討会議 ○ 政策提案から議員提出条例による政策立案への転換 ・ 政策に係る議員提出条例（平成6年以降 17件） ○ 企画法務課の設置、衆議院等への研修派遣、法科大学院等とのインターネットシップ制など、事務局によるサポート体制の充実	
--	--	--

(13)図書室の充実

- ・ 議員による調査研究の充実

名古屋市の現状	他議会の状況													
■議員の利用状況 <table border="1" data-bbox="885 168 1197 656"> <tr> <th></th><th>20年度</th><th>21年度(11月まで)</th></tr> <tr> <td>利用者数(人)</td><td>304</td><td>180</td></tr> <tr> <td>貸出状況(冊)</td><td>116</td><td>60</td></tr> <tr> <td>レファレンス(人)</td><td>122</td><td>60</td></tr> </table> 蔵書数：約2万冊 取り組み ・ 日経テレコン、官報情報検索システムの配備 ・ 市民及び当局への開放 ・ 貸出・蔵書管理の導入のため、バーコード管理の導入		20年度	21年度(11月まで)	利用者数(人)	304	180	貸出状況(冊)	116	60	レファレンス(人)	122	60	■川崎市議会基本条例(議会図書室) 第18条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実強化に努めるものとする。 ■三重県議会基本条例(議会図書室) 第26条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。 2 議員は、調査研究のため、積極的に議会図書室を利用するものとする。 ■三重県議会の取り組み 議会図書室の機能強化を図るため、次の取り組みを行っている。 ○ 蔵書の一般教養、社会科学への絞り込み ○ レファレンスサービス向上のため、日経テレコン、官報情報検索システム等の配備 ○ 図書室の県民及び執行機関への開放 ○ 閉館時間の延長(午後6時まで) ○ 貸出・蔵書管理の導入のため、バーコード管理の導入 ○ 三重県図書館情報ネットワークを利用した三重県立図書館からの蔵書の借受け	
	20年度	21年度(11月まで)												
利用者数(人)	304	180												
貸出状況(冊)	116	60												
レファレンス(人)	122	60												

(14)定数等、議会や議員の身分に関する原則

- ・ 条例を制定、改廃をする場合は、この条例の趣旨を尊重し、議員又は委員会が議会自ら議案を提出する。

名古屋市の現状	他議会の状況	
■ 議員定数、定例会の回数、委員会、政務調査費、議員報酬及び費用弁償並びに資産等の公開については、それぞれ個別の条例で定めている。	■川崎市議会基本条例 (他の条例との関係) 第19条 議員定数、定例会の回数、委員会、政務調査費、議員報酬及び費用弁償並びに資産等の公開については、別に条例で定める。 2 前項の条例について、これを制定し、又は改廃するとき は、この条例の趣旨を踏まえ、議員又は委員会がこれを提出するものとする。 ■三重県議会基本条例 (政務調査費) 第17条 会派及び議員は、調査研究に資するために政務調査費の交付を受け、証拠書類を公開すること等によりその用途の透明性を確保するものとする。 2 政務調査費に関しては、別に条例の定めるところによる。 (他の条例との関係) 第27条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。	